

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
宮城県	仙南広域行政圏	大河原町	国の出先機関、県の合同庁舎、複数の高等学校、総合病院、文化施設、大規模小売店等があり、行政・経済・文化の集積地であるとともに、交通結節点であることから、広域行政圏の中心市町村に準ずるものとして指定するもの。
	仙台広域行政圏	塩竈市	国及び県の出先機関、高等学校、総合病院、文化施設、大規模小売店等があり、行政・経済・文化の集積地であるとともに、交通結節点であることから、広域行政圏の中心市町村に準ずるものとして指定するもの。
	仙台広域行政圏	多賀城市	大学、高等学校、総合病院、文化施設、大規模小売店等があり、経済・文化の集積地であるとともに、交通結節点であることから、広域行政圏の中心市町村に準ずるものとして指定するもの。

【参考】

各路線の該当状況(要綱別表5または表4)

	要綱別表5 広域行政圏域の中心市町村の一覧表	路線名	表4 県協議会等が「広域行政圏域の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	路線名
仙南広域行政圏	白石市 角田市	白石遠刈田線	大河原町	川崎線
仙台広域行政圏	仙台市	吉岡線、秋保線(川崎)	塩竈市、多賀城市	利府線、ゴルフ場線、汐見台団地
大崎広域行政圏	古川市	色麻線		
栗原広域行政圏	築館町			
登米広域行政圏	迫町			
石巻広域行政圏	石巻市	石巻免許センター線、河南線、石巻専修大学線、河北線、鮎川線、蛇田線、女川線		
気仙沼・本吉広域行政圏	気仙沼市	御崎線		

平成13年3月31日現在の市町村名で記載している